

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子的送付を希望する事業者(特別徴収義務者)の皆さまへ

個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子的送付については、事業者(特別徴収義務者)の皆さまにおいて、「特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ」及び「パスワード取得URLファイル」が格納された「納税義務者に対する特別徴収税額の決定・変更通知書(電子データ。以下「特別徴収税額通知(納税義務者用)」という。)」をPCdesk等からダウンロードしていただくことにより行われます。

- この「特別徴収税額通知(納税義務者用)」は、事業者(特別徴収義務者)の皆さまに関する市区町村ごとに作成され、準備の整った市区町村分については、電子メールにより、「特別徴収税額通知(納税義務者用)」の格納の旨及び保護番号がメールにより通知されます。
- このメールは、ダウンロードが可能となった日ごとに作成され、1日あたり最大で2回を予定しています。

事業者(特別徴収義務者)におかれましては、このメールを受け取られましたら、その都度、ダウンロードを行っていただきますようお願いいたします。

【留意事項】

- 「特別徴収税額通知(納税義務者用)」を複数日分まとめて一括でダウンロードすると、通信回線の混雑等により、多くの時間を要する場合があるとともに、他の事業者様にも同様の影響を与えるおそれがあります。
- なお、「特別徴収義務者に対する特別徴収税額の決定・変更通知書(処分通知等)」と「特別徴収税額通知(納税義務者用)」の格納が数日ずれ、メールが別々の日に送信される場合があります。